

各 県 立 学 校 長 殿

教 育 長

学年末、春期休業中及び学年始めにおける幼児児童生徒の指導について（通知）

学年末、学年始めの時期は環境の変化等から幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）が不安を抱きやすくなるとともに、休業中の生活習慣の影響等から、事故や問題行動の発生が懸念されます。また、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたより丁寧な対応が求められています。

各学校においては、教職員に対し下記事項を改めて周知するとともに、学校や地域の実情、生徒等の実態に応じて生徒指導方針・基準等の点検・見直し及び適切な指導計画の作成を行い、家庭・地域や関係機関との緊密な連携・協力の下、生徒指導のより一層の推進が図られるよう取組をお願いします。

記

1 生徒等の生命を守る指導・支援の推進

- ・生徒等の生命に関わる重大な事象等が発生していることから、生徒等に命の大切さに関する具体的な指導を徹底するとともに、教育活動全般を通じて、心の教育を一層推進すること。
- ・18歳以下の自殺は長期休業明けに増加する傾向にあることを踏まえ、悩みを抱える生徒等の早期発見に資するアンケート（「こころと生活等に関するアンケート」等）や教育相談活動等により、適切な支援を行うこと。また、生徒等の支援に当たっては、家庭はもとより、必要に応じて、警察や医療・福祉等の関係機関とも十分に連携すること。
- ・問題行動等を起こした生徒等への対応については、問題行動に至った背景を探るとともに、定められた規定を踏まえつつも、個々の生徒等の特性等に配慮した指導と支援を行うこと。

2 健康・安全管理及び事故防止のための取組の強化

- ・各教育活動の実施に当たっては、随時更新される新型コロナウイルス感染症に関する情報を踏まえ、感染予防対策を徹底するとともに、安全に留意し、事故防止に努めること。
- ・部活動の計画・実施に当たっては、「奈良県部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、活動時間及び休養日について適切に設定すること。
- ・交通ルール遵守やマナー向上の指導に努めるとともに、人命尊重の考え方を徹底し、交通事故の防止に努めること。また、春期休業中に運転免許を取得する生徒に対しては、保護者と連携し、交通法規の遵守はもちろん、交通社会の一員としての自覚がもてるよう指導すること。
- ・教職員は児童虐待やヤングケアラーを発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めること。また、疑いも含め児童虐待を発見したときは、法に基づき、速やかにこども家庭相談センターや市町村児童福祉担当部署に通告すること。なお、市町村等から定期的な情報提供の依頼を受けた場合、依頼のあった期間内において、情報提供を書面にて行うこと。
- ・県警察本部のウェブページには、1月22日現在で143件の不審者情報が掲載されている。生徒等が被害者となる事象等が発生している現状を踏まえ、家庭、地域、関係機関と連携・協力しながら、被害防止に努めること。併せて、校内の緊急連絡体制等を整備・確認すること。
- ・指導要録に記載されている在籍期間外の事故等は学校管理下とは認められず、日本スポーツ振興センターへの申請ができないことを踏まえ、卒業生及び入学前の中学生の部活動等への参加については十分留意すること。

3 問題行動等の未然防止

- ・「奈良県青少年の健全育成に関する条例」及び「奈良県少年補導に関する条例」の趣旨を踏まえ、「学校・警察連携制度」等を適切に運用し、生徒等の健全育成に努めること。
- ・生徒等による大麻の所持・使用など、若年層の薬物乱用が懸念されている。警察等関係機関の協力を得て、薬物乱用防止教室等を開催するなど、未然防止の指導を徹底すること。
- ・インターネット上の違法・有害情報から生徒等を守るため、フィルタリングの利用促進やインターネットリテラシーの向上に重点を置いた取組を実施し、あらゆる機会を通じて生徒等への指導及び保護者への啓発を行うこと。特に、SNS上での不特定多数の人との不用意な接触や、盗撮、児童ポルノ製造等に関して、生徒等が自ら身を守ることができるよう指導すること。

4 不登校及び中途退学の未然防止

- ・学年末・学年始めにおいては、学校生活への不応適や学業不振がきっかけとなり、不登校や中途退学に結びつくケースがあることを踏まえ、保護者等と連携した上で、実態に応じた適切な指導と支援を行うこと。
- ・全ての生徒等が自らの将来と望ましい自己実現に向けて具体的な展望をもち、それに向け努力できるよう、きめ細かな指導と支援を行うこと。
- ・SC・SSW等の専門家を活用し、チーム学校として生徒等に対する支援体制を構築すること。

5 いじめ防止対策の一層の推進

- ・いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る。いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義を全教職員が理解し、「些細な、軽微な、いじめの芽や兆候」も見逃さず、組織としていじめを認知し、対応すること。また、校内外の相談窓口を周知するなど、必要な情報提供に努めること。
- ・「奈良県いじめ防止基本方針」が令和3年3月に改定予定であることを踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」の点検と見直しを行い、実効性のある取組を推進すること。また、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の在り方をはじめ、組織的な取組の点検に努めるとともに、会議を定期的で開催するなど、いじめ問題への取組を強化すること。
- ・新型コロナウイルス感染症に係る差別や偏見が生じないよう、感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うこと。

6 学年末及び学年始めにおける生徒指導の取組

- ・各学校における生徒指導体制の点検を行い、教職員間の情報共有と組織的な取組の一層の推進を図るとともに、生徒指導上の課題を踏まえ、1年間を見通した指導計画を作成すること。
- ・教職員間で生徒等についての情報交換を十分に行い、新旧の担任間や学年主任間等で、指導上の配慮事項等の引継を組織的かつ確実に行うこと。
- ・学校の指導方針については、生徒等及び保護者に早い段階で周知し、理解と協力を得られるように努め、生徒等及び保護者に対して親身な相談を行うこと。なお、新入生については、出身中学校等との引継や情報交換を綿密に行うとともに、オリエンテーション等の内容を充実させ、学校生活への意欲を喚起するとともに、教職員と生徒等、生徒等相互の好ましい人間関係の構築に努めること。

学校教育課 生徒指導係（担当：喜多）

Tel 0742-27-5435

Fax 0742-27-1021

<参考資料>

1に関する資料

- ・新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について
(令和2年5月29日付け教学第210号・教人第62号)
- ・命を大切に教育の充実に向けた指導及び支援の推進について
(平成30年9月20日付け教生第206号)
- ・児童生徒の自殺予防に係る取組について
(令和2年12月8日付け教研第545号)
- ・学校再開に伴う児童生徒の心のケアに向けたスクールカウンセラーの追加配置について
(令和2年5月18日付け教研第135号)
- ・学校教育活動再開後の児童生徒の心の安定に向けた支援について
(令和2年6月5日付け教研第176号)
- ・長期休業明けに伴う児童生徒へのアンケート等の実施について
(令和2年8月4日付け教学第442号・教研第300号)
- ・奈良県立学校における特別指導ガイドライン
(平成29年12月 奈良県高等学校長協会他)

2に関する資料

- ・「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校における学校保健に関するQ & A」について
(令和2年12月21日付け教体第358号)
- ・学校の安全確保のための施策等について
(令和元年5月9日付け保健体育課事務連絡)
- ・奈良県部活動の在り方に関する方針
(令和2年4月 奈良県・奈良県教育委員会)
- ・「自転車関係事故に係る分析」資料の送付について
(令和元年5月20日付け保健体育課事務連絡)
- ・学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き
(令和2年6月改訂版 文部科学省)
- ・教職員のための児童虐待対応の手引
(令和元年7月改訂版 奈良県教育委員会)
- ・学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について
(平成30年8月8日付け教生第155号の1)
- ・不審者にかかわる情報の共有及び対応の在り方について
(令和2年4月3日付け教学第6号の1)
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付における高等学校卒業生への取扱について
(平成31年2月27日付け保健体育課事務連絡)

3に関する資料

- ・学校・警察連携制度について
(令和2年4月3日付け教学第5号の1)
- ・薬物乱用防止教育の充実について
(令和2年9月18日付け教体第276号)
- ・インターネットの安全利用に関する研修の実施について
(平成31年2月6日付け教生第330号の1)

4に関する資料

- ・不登校児童生徒への支援の在り方について
(令和元年度11月1日付け教生第216号の1)
- ・不登校支援のしるべ(教員用)
(平成24年3月 奈良県教育委員会)

5に関する資料

- ・奈良県いじめ防止基本方針の送付について
(平成28年4月25日付け教生第31号)
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について
(平成29年3月27日付け教生第331号)
- ・「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」の改訂について
(平成30年3月23日付け教生第359号)
- ・いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について
(平成30年3月30日付け教生第380号)
- ・新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別の防止等の徹底について
(令和2年8月25日付け教人第149号)
- ・文部科学大臣からのメッセージ「新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けて」について
(令和2年8月26日付け教人第152号)